

■■■地区低未利用土地利用促進協定書

●●●（以下「甲」という。）及び●●●（以下「乙」という。）は、次のとおり都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第80条の3第1項に規定する低未利用土地利用促進協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、■■■地区において、居住者等利用施設の一体的な整備及び管理を行うことを目的とする。

（協定区域）

第2条 本協定の対象となる協定区域は、■■市■■及び■■のうち、別図1に示すとおりとする。

（財産区分）

第3条 協定区域の財産区分は、別図2に示すとおりとする。

（居住者等利用施設の種類及び位置）

第4条 本協定の対象とする居住者等利用施設の種類及び位置は、別図3に示すとおりとする。

（居住者等利用施設の一体的な整備及び管理に関する事項）

第5条 前条に規定する居住者等利用施設は、甲と乙が協力して一体的な整備に努めるものとし、整備体制は別表1に示すとおりとする。

2 前条に規定する居住者等利用施設の管理業務や施設メンテナンスについては、甲と乙が協力して一体的な管理に努めるものとし、管理体制は別表2に示すとおりとする。

3 日常管理に係る費用は、甲が負担するものとする。

（居住者等利用施設の一体的な整備又は管理に関するその他の事項）

第6条 協定締結者は、第4条に規定する居住者等利用施設を活用して、まちの賑わいの創出に資するイベント等の活動を行うことができる。その企画及び実施は、協定締結者が協力して行うこととする。

（低未利用土地利用促進協定を変更し、又は廃止する場合の手続）

第7条 本協定を変更又は廃止する場合には、協定締結者全員の合意を得た上で、市長の認可を受けなければならない。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定区域において居住者等利用施設が設置・供用される期間とする。

2 低未利用土地の利活用を行う期間は、●●年●月●日より1年間とし、利活用期間の完了時に、乙(地権者)からの申し出が無い場合、利活用の期間を1年間延長する。ただし、乙(地権者)から、低未利用地の利活用の解除に関する申し出があった場合、1か月以内に利活用の解除を行うことができるものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 本協定に定める事項に違反した者があった場合、違反者に対し、相当の猶予期間を付して、当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを文書で請求するものとする。

2 前項の請求があった場合には、違反者は、これに従わなければならない。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、甲と乙が別途協議の上処理するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙

別図 I 協定区域

地区名：

協定区域：

別図2 財産区分

地区名：

財産区分：

別図3 居住者等利用施設の種類及び位置

地区名：

居住者等利用施設の種類及び位置：

別表1 居住者等利用施設整備体制表

内 容	発注者（費用負担）

別表2 居住者等利用施設管理体制表

内 容	対応者